

「ドルフィン光」重要事項説明書

1. 提供事業者

株式会社ドルフィンインターナショナル(以下「当社」といいます。)

2. サービス名称

ドルフィン光 v6 プラス

3. 概要

「ドルフィン光 v6 プラス」は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)による卸電気通信役務を利用して、下記 NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光に相当する回線(以下「アクセス回線」といいます。)、および、株式会社 JPIX(以下、「JPIX」といいます。)が提供する「v6 プラス」サービス、NTT 東日本、および NTT 西日本の提供する「フレッツ・v6 オプション」を用いてにて提供する接続サービスです。

(1). NTT 東日本が提供する、以下に相当するアクセス回線

「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ / ファミリー・ギガラインタイプ / ファミリー・ハイスピードタイプ / ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ / マンション・ギガラインタイプ / マンション・ハイスピードタイプ / マンションタイプ / マンションタイプ B」および「フレッツ 光クロス」

(2). NTT 西日本が提供する、以下に相当するアクセス回線

「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼 / ファミリー・ハイスピードタイプ / ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼 / マンション・ハイスピードタイプ / マンションタイプ」および「フレッツ 光クロス」

4. サービス種別・最大通信速度

- 光インターネット接続サービス(最大通信速度は下り概ね 1Gbps / 上り概ね 1Gbps) (※1)(※2)
 - (※1). NTT 東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ / ファミリー・ギガラインタイプ / ファミリー・ハイスピードタイプ / ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ / マンション・ギガラインタイプ / マンション・ハイスピードタイプ / マンションタイプ」に相当する場合
 - (※2). NTT 西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼 / ファミリー・ハイスピードタイプ / ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼 / マンション・ハイスピードタイプ / マンションタイプ」に相当する場合
- 光インターネット接続サービス(最大通信速度は下り概ね 10Gbps / 上り概ね 10Gbps) (※3)
 - (※3). NTT 東日本/NTT 西日本が提供する「フレッツ 光クロス」に相当する場合
- 最大通信速度は、技術上の最大値であり、お客様宅内での実利用速度を示すものではありません。インターネットご利用時の速度は、お客様のご利用環境や回線の混雑状況等により低下する場合があります。 100Mbps を超える通信速度でご利用いただくには、1Gbps の通信速度に対応した環境(LAN ケーブル、各種端末等)が必要となります。 100Mbps の通信速度に対応した環境でもご利用いただけますが、その場合の最大通信速度は 100Mbps となります。

5. 料金

- 下記金額は標準料金です。当社が実施する各種割引や特典等が適用となる場合はその内容に従います。
- 内容、条件等の詳細は<各特典ページ>でご確認ください。
- 表示金額は全て税込です。かかる料金額に加算する消費税等相当額は、ご利用時点の税率に基づき計算します。

5.1. 月額費用

- お申し込みのサービス、品目等によって、以下の料金がかかります。

5.1.1. ドルフィン光 月額料金

戸建て向け	ドルフィン光 v6 プラス	6,028 円
	ドルフィン光 v6 プラス(クロス)	7,678 円
集合住宅向け	ドルフィン光 v6 プラス	4,818 円
	ドルフィン光 v6 プラス(クロス)	7,678 円

5.1.2. その他料金

- NTT 東日本が提供するフレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ / ギガマンション・スマートタイプに相当する回線をご利用の場合

機器利用料(1 ギガ対応無線 LAN ルータ+無線カード)	330 円/月
-------------------------------	---------

- NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ 光クロスに相当する回線をご利用でルータをレンタルする場合

機器利用料(フレッツ 光クロス対応レンタルルータ)	550 円/月
---------------------------	---------

5.1.3. 初期費用

- 下記工事費は代表的な工事の金額で、実際の工事の内容により工事費が決まります。

工事の内容によっては別途下記以外の工事費が発生する場合があります。

新規にアクセス回線を敷設する場合	
契約料	0 円
工事費 (※4)	16,500 円、または 19,800 円
アクセス回線を転用する場合 (※5)	
契約料	2,200 円
他社コラボレーション事業者から事業者変更する場合 (※5)	
事業者変更(新規)手数料	2,200 円
タイプ変更の場合	
工事費 (※4)	2,200 円、8,360 円、16,500 円、または 19,800 円
アクセス回線を NTT 東日本/NTT 西日本いずれかのエリア内で移転する場合	
工事費 (※4)	2,200 円、7,150 円、8,250 円、または 9,900 円
アクセス回線を NTT 東日本/NTT 西日本のエリアをまたがって移転する場合	
工事費 (※4)	2,200 円、8,360 円、16,500 円、または 19,800 円

(※4). 土日休日に工事を実施する場合は、追加で 3,300 円がかかります。初回に 3,300 円お支払いいただきます。

(※5). アクセス回線の品目変更を行うと、工事費が発生する場合があります。

5.1.4. 訪問時刻指定工事加算費用

- 訪問時刻指定工事を行う場合は、工事費用の合計額に対して加算費用が発生します。

東日本エリア	昼間 (9:00~16:00)	12,100 円
	夜間 (17:00~21:00) (※6)	19,800 円
	深夜 (22:00~8:00) (※6)	30,800 円
西日本エリア	昼間 (9:00~16:00)	12,100 円
	夜間 (17:00~21:00) (※6)	22,000 円
	深夜 (22:00~8:00) (※6)	33,000 円

(※6). 夜間・深夜の場合、夜間・深夜の割増となる工事費用に対して、訪問時刻指定工事費用が加算となります。

訪問時刻指定日時は工事受付状況などにより、ご希望に添えない場合があります。

その他、工事費の詳細については、ドルフィンインターネット カスタマーサポートにご確認ください。

6. お申し込みについて

- ・ お申し込みの際して、本サービス利用に用いる「フレッツ光ネクスト」、又は当社や光コラボレーション事業者提供回線の「お客さま ID」、「アクセスキー」、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」、「申込者メールアドレス」および「契約者メールアドレス」等(以下「お客さま情報」と総称します。)を当社に通知していただきます。
- ・ 通知いただいたお客さま情報は、本サービスの開通と提供に必要な範囲で、JPIX を通じて提供地域に応じ NTT 東日本又は NTT 西日本へ通知し、「フレッツ光ネクスト」、又は光コラボレーション事業者が提供する回線に係る契約者の同一性およびこれに係る「お客さま ID」および「アクセスキー」の照合を行うことについて承諾していただきます。

7. 本サービスのご利用について

- ・ NTT 東日本、NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」又は「フレッツ光ライト」の付加サービス「フレッツ・v6 オプション」のご契約が必要となります。
- ・ 当社指定のひかり電話対応機器、又は対応ルータのご利用が必要となります。
ひかり電話対応機器のご利用は、NTT 東日本、NTT 西日本、又は光コラボレーション事業者へご確認ください。

8. IP アドレス変更や機器の設定変更について

- ・ 本サービスの利用開始等に伴う NTT 東日本又は NTT 西日本による工事に際し、契約者が現在利用している IPv6 アドレス(IPv6 PPPoE 方式にて割当てられているものは除きます。)および IPv4 アドレスは変更となります。
- ・ インターネット接続工事による IPv6 アドレスおよび IPv4 アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコン、回線終端装置(ホームゲートウェイ)等機器の再起動を行い、IP アドレスを再設定してください。
- ・ 本サービスの利用開始等に伴い、NTT 東日本又は NTT 西日本が提供する回線終端装置(ホームゲートウェイ)の設定が変更となる場合があります。この設定変更に伴い PPPoE 接続やその他一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。これらの機能を引き続きご利用される場合は、パソコン等にて PPPoE 接続等の設定を行なってください。

9. フレッツ・v6 オプションの申込代行について

- ・ NTT 東日本、NTT 西日本へのフレッツ・v6 オプションのお申し込みは、契約者自身が NTT 東日本、NTT 西日本、光コラボレーション事業者の窓口で手続きを行うことができます。
- ・ 当社が契約者にかわり JPIX を通じて、NTT 東日本又は NTT 西日本へフレッツ・v6 オプションお申込手続きを行うこと(以下「申込代行」といいます。)もできます。申込代行を利用される場合、当社が別途指定する方法により、当該申込代行手続きについては当社に委任していただきます。
- ・ NTT 東日本、NTT 西日本へのフレッツ・v6 オプションの申込代行にあたり、フレッツ・v6 オプション開通工事のため、お客さま情報が必要となることから、お客さま情報を当社に通知していただきます。
- ・ 申込代行によるフレッツ・v6 オプションの申し込みについて、ご利用開始されるまでの間は途中で取消することができない場合がございます。その場合、お手数ですがフレッツ・v6 オプションのご利用開始後に、別途契約者から直接 NTT 東日本又は NTT 西日本又は光コラボレーション事業者に対し、解約手続きを行っていただく必要があります。
- ・ フレッツ・v6 オプションの代行申込手続き完了後、NTT 東日本又は NTT 西日本から、フレッツ・v6 オプションの開通案内が契約者に郵送されます。なお、当該開通案内は、契約者が NTT 東日本又は NTT 西日本に届け出して

いる下記宛先に送付されます。

<送付先住所>

「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライトプラス」「フレッツ光ライト」等の設置場所住所(推奨)又は契約者住所

<送付先名>

「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライトプラス」「フレッツ光ライト」等の契約者名

10. サービス補足、料金について

- ・ 本サービスの仕様は、JPIX が提供する「v6 プラス (IPv6/IPv4 インターネットサービス、IPv6 IPoE + IPv4 over IPv6 方式)」と同一となります。詳細は JPIX の Web サイトにてご確認ください。
- ・ フレッツ・v6 オプションの提供条件および料金については、NTT 東日本、NTT 西日本の定める IP 通信網サービス契約約款によります。仕様や詳細・注意事項については NTT 東日本又は NTT 西日本の Web サイトにてご確認ください。
- ・ NGN 網内で、フレッツ・v6 オプション利用者同士の通信を行う際には、IPv6 アドレスの代わりに、NTT 東日本又は NTT 西日本が提供する「ネーム」を利用して通信することができます。ネームはフレッツ・v6 オプション利用者が任意で設定できますが、具体的な利用方法、登録方法等については、NTT 東日本もしくは NTT 西日本の Web サイトにてご確認ください。
- ・ 以下の条件にあてはまる場合、「v6 プラス」ではご利用いただけない場合があります。
 - (1). 特定のプロトコル (PPTP、SCTP) を利用するサービス
 - (2). 利用可能なポート番号が制限されているため、特定のポートを使うサービス

11. お支払いについて

- ・ 「ドルフィン光」の月額料金は、サービス開始翌月から当社へお支払いいただきます。また、その他料金は、サービス開始日から日割りで請求いたします。
- ・ サービス開始日および課金開始日は、利用開始日が決まり次第、当社からお知らせいたします。
- ・ お支払い方法については以下のとおりとします。
 - (1). お申し込みの際にお支払い方法をご指定いただいた場合
お支払い方法はご指定いただいた方法とします。
 - (2). 支払方法のご登録が未完了もしくは、ご指定方法でのお支払いが不可能だった場合
当社指定の方法にてお支払いいただきます。その場合、お支払いに要する手数料はお客様のご負担となります。

12. ご注意事項

12.1. ドルフィン光について

- ・ 「ドルフィン光」が適用となる月は次のとおりです。
 - (1). アクセス回線を新規にお申し込みとなる場合はアクセス回線の開通日の翌月
 - (2). アクセス回線を転用する場合はアクセス回線の開通日の翌月(転用と同時に品目変更する場合も含まれます)
 - (3). アクセス回線を事業者変更する場合はアクセス回線の開通日の翌月(事業者変更と同時に品目変更する場合も含まれます)
- ・ アクセス回線の開通日とは、NTT 東日本/NTT 西日本から提供される回線終端装置 (ONU または HGW) の接続を NTT 東日本/NTT 西日本が確認し、その通知を当社が受けた日となります。ただし、派遣工事を行わない場合は、NTT 東日本/NTT 西日本から機器の接続の確認ではなく、工事予定日を工事完了として当社へ通知される場合があります。
- ・ アクセス回線の転用と同時に品目変更をお申し込みの場合、アクセス回線の開通日まで、「ドルフィン光」には切り替わりません。派遣工事を行わない場合、お客様にて NTT 東日本/NTT 西日本から提供される回線終端装置 (ONU または HGW) の設定変更を完了するまで、切り替わらないことがあります。

- ・「ドルフィン光」以外の接続コースでご利用中の場合、「ドルフィン光」へのコース変更となり、その場合、アクセス回線開始月まで変更前のコース料金がかかります。
- ・アクセス回線の開通やタイプ変更時、お客様宅に伺って工事を行う必要がある場合があります。工事は NTT 東日本/NTT 西日本の工事協力会社を実施します。
- ・NTT 東日本/NTT 西日本以外の事業者が提供する電話サービスの電話番号を継続してご利用になりたい場合は「ドルフィン光(ひかり回線電話)」をお申し込みの際、当社にお申し出ください。
- ・NTT 東日本/NTT 西日本から提供される回線終端装置(ONU または HGW)に故障が発生した場合は、当社までご連絡ください。当社で故障箇所を確認し、故障箇所が NTT 東日本/NTT 西日本の設備区間である場合、NTT 東日本/NTT 西日本から直接連絡することがあります。また、お客様の過失により故障が発生した場合、故障修理費用をお客様に請求する場合があります。

12.2. アクセス回線を転用する場合の注意事項

12.2.1. 転用手続きについて

- ・NTT 東日本/NTT 西日本の専用窓口にて転用承諾番号の発行手続きを行ってください。
- ・発行された転用承諾番号の有効期限は 15 日間となりますので、期限内にお手続きを行ってください。
- ・「ドルフィン光」対象外のアクセス回線タイプをご利用の場合は、品目変更を行う必要があります。その場合、別途、工事費がかかります。
- ・NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光を他社プロバイダーと契約してご利用中のお客様がアクセス回線を転用して「ドルフィン光」を契約する場合、転用が完了しても、他社プロバイダーとの契約は解約されませんので、別途、お客様にて解約のお手続きを行ってください。
- ・「ドルフィン光」利用開始後の転用キャンセルは行えませんのでご了承ください。

12.2.2. 転用時の工事費について

- ・NTT 東日本/NTT 西日本にフレッツ光の開通工事費を分割でお支払いされている場合の未払い分は、転用後当社からの請求となります。その際の総額に変更はありませんが、毎月の請求金額および請求期間が変更になる場合があります。
- ・NTT 東日本の「月額利用料割引」特典が適用になっている場合、フレッツ光の開通工事費の未払い分に月額利用料割引の残額を充当した額を転用後当社から請求します。その際の総額に変更はありませんが、毎月の請求金額および請求期間が変更になる場合があります。
- ・NTT 西日本の「初期工事費割引サービス」を利用して、フレッツ光を利用開始してから一定期間内に「ドルフィン光」を解約した場合、初期工事費割引サービスの違約金相当額を当社から請求します。

12.2.3. ひかり電話をご利用の場合

- ・NTT 東日本/NTT 西日本が提供するひかり電話をご利用の場合は、アクセス回線の転用によりひかり回線電話に転用されます。
- ・NTT 東日本/NTT 西日本が提供するひかり電話「安心プラン」、「もっと安心プラン」は、転用後のひかり回線電話では提供していません。
- ・NTT 東日本/NTT 西日本が提供するひかり電話の付加サービス「テレビ電話チョイス定額」は転用後のひかり回線電話では提供していません。なお、ひかり回線電話でテレビ電話をご利用の場合はすべて従量課金となります。
- ・NTT 東日本/NTT 西日本が提供する「ひかり電話 ビジネスタイプ」をご利用の場合は、「ドルフィン光」に転用できません。

12.2.4. フレッツ・テレビ、「スカパー！光 ホームタイプ」をご利用の場合

- ・NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ・テレビをご利用の場合は、アクセス回線の転用によりひかり回線テレビに転用されます。

- ・ NTT 東日本/NTT 西日本が提供する「スカパー！光 ホームタイプ」をご利用の場合は、「ドルフィン光」への転用ができません。転用のお手続き前に、NTT 東日本/NTT 西日本へ「スカパー！光 ホームタイプ」の後継サービスである「フレッツ・テレビ」への変更をご依頼いただいた後にお申し込みください。

12.2.5. リモートサポートサービスをご利用の場合

- ・ NTT 東日本/NTT 西日本が提供するリモートサポートサービスは、アクセス回線の転用により自動的に転用されます。

12.2.6. その他のフレッツ光の付加サービスをご利用の場合

- ・ 一部サービスは転用後、利用できなくなる場合がありますので、事前に NTT 東日本/NTT 西日本へご確認ください。

12.2.7. 割引サービスおよびポイントサービスについて

- ・ NTT 東日本/NTT 西日本が提供する各種割引サービスは、転用後にはご利用いただけなくなります。ただし、各種割引サービスで規定されている違約金はかかりません。
- ・ NTT 東日本/NTT 西日本が提供するポイントサービスは、転用日をもってポイントの提供およびご利用はできなくなります。ポイントをご利用になる場合は、転用のお申し込み前にお手続きを行ってください。
 - (1). NTT 東日本が提供する、にねん割、ひかり電話「付加サービスセット割引」、フレッツ光メンバーズクラブ等
 - (2). NTT 西日本が提供する、光はじめ割、光もっともっと割、どーんと割、CLUB NTT-WEST 等

12.2.8. アクセス回線を移転する場合の注意事項

- ・ 移転元回線の工事費を分割でお支払いの場合、移転が完了した後も分割でのお支払いが継続します。
- ・ NTT 西日本の提供するフレッツ光を、初期工事費割引サービスを適用してご利用を開始してから一定期間内に NTT 東日本エリアに移転した場合、初期工事費割引サービスの違約金相当額を当社から請求します。

12.2.9. ドルフィン光 v6 機能について (※7)

- ・ 「ドルフィン光」では、NTT 東日本/NTT 西日本が提供する「フレッツ・V6 オプション」に相当する機能を標準で提供 (※8)しています。
- (※7). ドルフィン光 v6 機能とは、「ドルフィン光」をご利用のお客様がパソコンなどの機器に付与した IPv6 アドレスを利用して、インターネットを経由せず NGN の網内で、「ドルフィン光」または NTT 東日本(NTT 西日本)が提供するフレッツ 光ネクストをご利用のお客様とダイレクトに通信することができる機能です。
- (※8). NTT 西日本が提供するフレッツ 光ネクストをご利用中でフレッツ・v6 オプションをご利用いただいていないお客様が、「ドルフィン光」へ転用後に本機能をご利用いただく場合は、別途、ご利用のお申し込みが必要です。(工事費が発生します。)また、追加ネームをご利用いただく場合は、別途ご利用料金がかかります。

<ドルフィン光 v6 機能利用時の注意事項>

NTT 東日本/NTT 西日本から下記の機種が提供されている場合は、1 ギガ対応無線 LAN ルータのお申し込みが必要です。

PR-200 シリーズ / RT-200 シリーズ / RV-230 シリーズ

12.3. 事業者変更する場合の注意事項

12.3.1. 他社光コラボレーション事業者から「ドルフィン光」に事業者変更する場合

- ・ 変更元事業者にて事業者変更承諾番号の発行手続きを行ってください。
- ・ 発行された事業者変更承諾番号の有効期限は 15 日間となりますので、期限内にお手続きを行ってください。
- ・ 「ドルフィン光」対象外のアクセス回線タイプをご利用の場合は、品目変更を行う必要があります。その場合、別途、工事費がかかります。
- ・ 「ドルフィン光」への事業者変更にあたり、変更元事業者が提供するオプションサービスや割引サービス等が解約となる場合があります。契約の詳細については、変更元事業者にご確認ください。

- サービス提供事業者が変更元事業者から NTT 東日本/NTT 西日本となるオプションサービスを継続利用する場合、「ドルフィン光」への事業者変更工事日までに NTT 東日本/NTT 西日本へ提供条件等を確認していただく必要があります。継続利用するオプションサービスによっては、「ドルフィン光」お申し込み後に NTT 東日本/NTT 西日本からお客様へ確認の電話があります。事業者変更工事日までに NTT 東日本/NTT 西日本からの電話確認が完了しなかった場合、事業者変更工事は延期となります。
「ドルフィン光」で提供しないオプションサービスを継続する場合、お客様ご自身で NTT 東日本/NTT 西日本へご確認ください。
- お客様が NTT 東日本/NTT 西日本から直接提供を受けている付加サービス等がある場合は、NTT 東日本/NTT 西日本からお客様に確認の連絡がある場合があります。

12.3.2. 「ドルフィン光」から他社光コラボレーション事業者または NTT 東日本/NTT 西日本に事業者変更する場合

- 事業者変更(廃止)手数料として 1 契約毎に 3,300 円をお支払いいただきます。
- 当社から事業者変更承諾番号を発行いたします。手続き方法については、ドルフィンインターネット カスタマーサポートまでご連絡ください。
- 発行された事業者変更承諾番号の有効期限は 15 日間となりますので、期限内にお手続きを行ってください。期限を過ぎた場合は、再度発行が必要となります。
- 事業者変更の完了日は変更先事業者にて決定します。また、事業者変更の完了日をもって「ドルフィン光」は解約となり、利用できなくなります。
- お客様が変更先事業者に事業者変更のお申込みを行った時点で、「ドルフィン光」の契約内容を変更先事業者に開示することに同意いただきます。
- NTT 東日本/NTT 西日本がサービス提供事業者となるオプションサービスの契約がある場合、事業者変更時の契約継続有無にかかわらず、お客様ご自身にて NTT 東日本/NTT 西日本各社のホームページ等にて該当サービスの重要事項説明を確認の上、同意が必要です。同意が無い場合、変更先事業者での事業者変更のお手続きができません。

13. 解約・契約変更の方法

- 本サービスの解約、変更、または退会などをご希望の場合は、ドルフィンインターネット カスタマーサポートへお問い合わせください。
- 初期契約解除制度によらず、工事日(転用日)前であれば無償でキャンセルができる場合があります。キャンセルをご希望の場合は、ドルフィンインターネット カスタマーサポートへお問い合わせください。

14. 解約の条件等

- 解約の際の月額料金は解約月末までかかります。
- 「ドルフィン光」を解約すると、アクセス回線を通じて NTT 東日本/NTT 西日本が直接提供している付加サービス等も利用できなくなります。
- 「ドルフィン光」を解約した場合、NTT 東日本/NTT 西日本から直接レンタルされている機器については、NTT 東日本/NTT 西日本へ返却いただきます。
- 「ドルフィン光」は、料金起算月から 1 カ月間を最低利用期間として提供します。最低利用期間中に、お客様都合により「ドルフィン光」を解約された場合には、契約解除料として当該電気通信役務及び当該有償継続役務の月額費用相当額(不課税)をお支払いいただきます。

15. 初期契約解除制度について

- 本契約サービスは、初期契約解除制度の対象です。
- サービスを初期契約解除制度により解除する場合、契約者をご契約内容確認書面を受領した日から起算して 8 日以内は、解除する意思と解除対象契約を特定するために必要な契約者情報を文書にてお申し出いただくことで、契約の解除(初期契約解除)ができます。この場合、契約者の文書郵送時の消印日付にその効力を生じるものとします。

- ・ 当社並びに当社の代理店等が本サービスの契約案内にあたり初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたことにより契約者が誤認し、また威迫したことにより困惑して初期契約解除を行わなかった場合、当社からご契約内容確認書面を改めて交付します。契約者がその書面を受領した日から起算して8日以内にお申し出をされた場合、初期契約解除ができるものとします。
 - (1). 当社は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の請求は行いません。
 - (2). 初期契約解除時点で既に発生した初期費用をご請求いたします。
 - (3). 初期契約解除時点で既に発生した月額基本料金を日割りにてご請求いたします。
 - (4). 初期契約解除時点で既に発生した通信料金はご請求いたします。
 - (5). 初期契約解除時点で契約者が当社から既に受け取った特典・割引がある場合ご返金いただきます。
 - (6). 初期契約解除時点で受け取っていない特典・割引がある場合、その提供を受けることができません。
 - (7). 既に当社がサービス提供料金等を契約者から受領しており、それが初期契約解除に関連して当社が請求する金額を越えている場合、その差額をお客様に返還します。
 - (8). 初期契約解除の申し出により、退会として取り扱う場合があります。また、解除する前のサービス状態に回復できない場合や電気通信役務以外のサービス契約が継続となる場合があります。

- ・ 初期契約解除に際し、以下のご注意事項を必ずご確認ください。

<注意事項>

「ひかり回線電話」は、初期契約解除制度の対象外です。ひかり回線電話のみの初期契約解除の申し出を承ることはできません。

開通工事または転用工事の取り消しができない場合があります。

アクセス回線のタイプ変更や移転の手続き完了後に初期契約解除をお申し出いただいた場合、変更前の状態に戻すための工事が必要になることがあります。その工事には期間を要する場合があります。

NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光への乗り換え含め、アクセス回線の廃止に伴う工事、および乗り換え先のサービスの開通工事が必要になる場合があります。その工事には期間を要する場合があります。その期間中サービスを利用できません。

アクセス回線の転用手続き後に初期契約解除をお申し出いただいた場合、NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光に戻すことができない場合があります。このため、「ドルフィン光」の初期契約解除後、NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光のご利用をご希望の際は次の点にご留意ください。

- (1). ドルフィン光回線を廃止し、フレッツ光を新規契約となります。
 - (2). フレッツ光の新規契約はお客様にて実施いただきます。新規契約にあたり、サービスの開通工事が必要となる場合があります。その工事期間中サービスを利用できません。また、開通工事には時間を要する場合があります。
 - (3). フレッツ光の初期費用(契約料、工事費等)が必要となります。
 - (4). 契約ID やひかり電話の電話番号が変更になる場合があります。
- ・ 初期契約解除制度に関する書面の送付宛先および記載内容は以下の通りです。
〒192-0914 東京都八王子市片倉町2236
株式会社ドルフィンインターナショナル ドルフィンインターネット カスタマーサポート 宛
<記載内容>
 - ・ ①ユーザーID ②氏名 ③住所 ④契約サービス情報 ⑤日中の連絡先電話番号

16. 本重要説明事項の内容変更について

- ・ 本重要説明事項は予告なく内容を変更することがあります。